

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療システム（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費に関する事務）
行政機関等の名称	朝霞市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども・健康部保険年金課高齢者医療係
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者の医療に関する事務を行うために利用する
記録項目	1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7本籍、8国籍、9続柄、10個人番号、11印影、12マイナンバー、13受給者番号、14受診券整理番号、15住民登録の有無、16支援措置・申入・戸籍届出状況、17職業・職歴、18学歴、19資格、20勤務先、21家庭状況、22住居の状況、23生活状況、24水道水栓番号、25水道使用開始日及び中止日、26収入、27資産状態、28取引状況、29課税、納税状況、30公的扶助の受給の有無、31振込先金融機関名・預金種目・口座番号・口座名義人、32後期高齢者医療保険料、33後期高齢者医療保険料収納状況、34通知書番号・税目・年度・税額・期別・納期限、35差押・執行停止の状況、36健康状態、37傷病名・傷病歴、38障害の有無・程度、39検査の結果、40人柄・性格、41滞在開始日、42滞在終了日
記録範囲	後期高齢者医療被保険者（1～42）
記録情報の収集方法	本人からの提供（1～6、9、11～23、26～42）、朝霞市課税課から収集（1～2、5、17、20～21、26～27、29、31）、朝霞市収納課から収集（1～8、10、15、17、20～23、26～29、31、34～38、40）、朝霞市総合窓口課から収集（1～2、4～10、12、16、21、30）、朝霞市生活援護課から収集（1～2、5、30）、朝霞市障害福祉課から収集（1～2、5、30、38）、朝霞市保険年金課から収集（1～2、5、21～22、29～31）、朝霞市長寿はつらつ課から収集（1～2、5、10、29、31）、朝霞市上下水道総務課から収集（1～2、21、24～25、31）、金融機関・保険会社から収集（1～2、5、27～28、31）、勤務先から収集（1～2、5、20、26、29、31）、公共料金課徴会社から収集（1～2、5～6、31）、公的年金支払者から収集（1～2、5、26、31）、諸官庁等の公共機関から収集（1～8、15、17、20～23、26～30、34～35）、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から収集（12）、朝霞市税等収納代行会社から収集（33）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	諸官庁等の公共機関（1～8、15、17、20～23、26～30、34～35）
開示請求等を受理する組織の	（名称）市長公室市政情報課市政情報係

名称及び所在地	(所在地) 埼玉県朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	-	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	法定事務 ・市独自事務 ※どちらかに○をしてください。	